

仙台市使用済自動車等の解体業の用に供する施設の設置等に関する指導要綱

(平成16年4月15日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する解体業の許可を受けようとする者が法第61条第1項の規定により申請を行う際、施設の立地及び構造に関しあらかじめ市長と協議を行うこと等により、生活環境の保全等及び使用済自動車等の再資源化等に関する事業の適正な運用の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用済自動車等 使用済自動車及び解体自動車をいう。
- (2) 施設 解体業の用に供する施設をいう。
- (3) 設置等 施設の設置又はその施設に係る構造若しくは規模の変更をいう。
- (4) 電子マニフェスト 法第80条第2項に規定する方法により、同条第1項に規定する事項を記載したものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、法、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）又は使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省、環境省令第7号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(解体業の許可に係る事前協議)

第3条 施設の設置等を行おうとする者（以下「設置等予定者」という。）は、当該施設において行う解体業に係る許可の申請をする前に、施設設置等事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）を提出し、市長と協議しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 事前協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 施設の位置図及び付近の見取図
- (2) 次の表の左欄に掲げる施設における同表の中欄に掲げる設備については、同表の右欄に掲げる図書

解体作業場以外の場所に設置された施設で引き取った使用済自動車等を解体するまでの間保管するためのもの	床面	構造及び材質を明らかにする平面図、立面図及び断面図（以下これらを「平面図等」という。）
	囲い	範囲、構造、材質、高さ及び床面との隙間の大きさを明らかにする平面図等
	出入口及び門扉	位置、構造、材質、高さ及び床面との隙間の大きさを明らかにする平面図等並びに施錠方法を記載した図書
解体作業場以外の場所に設置された施設で使用済自動車等を解体する前に燃料を抜き取るためのもの	床面	構造及び材質を明らかにする平面図等
	ためます及びこれに接続する排水溝	位置、構造及び材質を明らかにする平面図等

解体作業場	床面	構造及び材質を明らかにする平面図等
	油水分離槽及びこれに接続する排水溝	位置、構造及び材質を明らかにする平面図等並びに設計計算書
	屋根又は覆い	構造、材質及び形状を明らかにする平面図等
	廃油及び廃液を回収するための装置	位置、構造を明らかにする平面図等及び回収方法を記載した図書
解体作業場以外の場所に設置された施設で使用済自動車から取り外した部品を保管するためのもの	床面	構造及び材質を明らかにする平面図等
	屋根又は覆い	構造、材質及び形状を明らかにする平面図等

- (3) 設置等予定者が施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権原を有すること）又は施設に係る土地を使用する権原を有することを証する書類
- (4) 施設設置予定地を含む周辺の公図
- (5) 事業計画書
- (6) 収支見積書
- (7) 設置等予定者が、個人である場合においては住民票の写し（省令第55条第2項の規定により住民票の写しに代えて同項に規定する許可に係る許可証を提出する場合にあっては、当該許可証。次号において同じ。）、法人である場合においては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (8) 設置等予定者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し
- (9) 設置等予定者が法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (10) 省令第57条第2号イに掲げる事項を記載した図書

（解体作業場の床面に雨水等がかからないようにするための設備）

第4条 解体作業場は、雨水等により廃油及び廃液が事業所から流出するのを防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有しなければならない。

（事業を管理するために必要な建物）

第5条 解体業者は、電子マニフェストの管理に必要な物品その他の物品、帳票等を管理するため、事業所に管理事務所を設置しなければならない。

（標識）

第6条 法第65条の規定により解体業者が事業所に掲げる標識は、省令第59条第2項に規定する事項のほか、当該事業所が解体業の用に供されるものであることを明示しなければならない。

2 前項の標識は、様式第2号によるものとする。

（事前協議の審査）

第7条 市長は、事前協議書の提出を受けたときは、設置等を行う施設の立地及び構造に関する審査のため、必要に応じ当該施設の設置予定地の現地調査を実施するとともに、次に掲げる事項について連絡会議（仙台市廃棄物処理施設設置等連絡会議設置要領（平成2年12月12日市長決裁）第1条に規定する仙台市廃棄物処理施設設置等連絡会議をいう。以下同じ。）に調査審議させるものとする。

- (1) 関係法令等の規定により講ずべき措置
 - (2) 前号に掲げるもののほか、当該施設の設置等に際し生活環境の保全上市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の現地調査の結果及び連絡会議の審議の結果を勘案して当該事前協議書の審査を行い、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について設置等予定者に指示通知書（様式第3号）を交付するものとする。
- (1) 事業計画において修正すべき事項
 - (2) 関係法令等の規定に基づき講ずべき措置
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、当該施設の設置等に際し生活環境の保全上必要な事項
- 3 設置等予定者は、前項の指示通知書の交付を受けたときは、速やかに、次に掲げる図書を市長に提出しなければならない。
- (1) 事業計画の修正の指示があった場合は、当該指示に基づき修正した事項の内容を記載した書類及び図面
 - (2) 関係法令等の規定に基づき必要な措置を講ずるよう指示があった場合は、当該指示に基づき講じた措置の内容を記載した書類
 - (3) 当該事前協議に係る施設の構造等に関する修正の指示があった場合は、当該指示に基づき修正した事項に係る書類及び図面
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（事前協議の完了）

第8条 市長は、前条の規定により審査を行った結果、事前協議書（前条の規定により当該事前協議書の内容を修正した場合は、修正後の事前協議書。以下同じ。）の内容が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、事前協議完了通知書（様式第4号）を設置等予定者に交付するものとする。

- (1) 関係法令等の規定に基づき必要な措置が講じられていること
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該施設の設置等に際し生活環境の保全上市長が必要と認める事項に係る措置が講じられていること
（施設検査等）

第9条 事前協議完了通知書の交付を受けた者は、施設の設置等に係る工事が完了したときは、解体業施設工事完了届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出書の提出を受けたときは、速やかに工事完了の検査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の検査の結果、当該施設が事前協議書に記載した設置に関する計画に適合すると認めるときは、検査済通知書（様式第6号）により当該施設の設置者に通知するものとする。
（許可の申請）

第10条 法第60条第1項の許可を受けようとする者は、法第61条第1項の申請書に前条第3項の検査済通知書の写しを添えて提出しなければならない。

（改善の指示等）

第11条 市長は、施設における使用済自動車等の保管の方法等が省令第57条第2号イに規定する標準作業書の記載事項に適合していないと認めるときは、施設の設置者に対し、適合していない事項に係る改善計画を記載した図書の提出を求めるとともに、当該事項の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

（事故等の際の措置）

第12条 事業者は、施設において事故等が発生し、当該施設からの廃油又は廃液の流出により周辺的生活環境に影響が生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。

（手続の打ち切り）

第13条 市長は、この要綱に基づく指示その他の指導に従わない者については、この要綱に基づく手続を中断し、又は打ち切るものとする。

(実施細目)

第 14 条 この要綱の実施細目は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 15 日から実施する。

附 則（平成 16 年 12 月 14 日改正）

この改正は、平成 16 年 12 月 14 日から実施する。

附 則（平成 17 年 12 月 13 日改正）

この改正は、平成 17 年 12 月 13 日から実施する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日改正）

この改正は、平成 31 年 3 月 29 日から実施する。

附 則（令和 3 年 10 月 12 日改正）

この改正は、令和 3 年 10 月 12 日から実施する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日改正）

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。